

### 3. 医療費の助成(給付)について

#### 2) 自立支援医療(更生医療)

治療によって障害の程度を軽くしたり、除去したり、障害の進行を防ぐことが可能な場合、その医療費の一部を助成します。

原則医療費の1割が自己負担となりますが、所得に応じて1ヶ月あたりの上限額が定められています。

《対象》

18歳以上で、更生医療の給付内容に対応した障害の身体障害者手帳を有している方。(所得により、一部給付対象外の場合があります。)

《給付内容》

人工関節置換術、ペースメーカー埋込み術、人工透析療法、腎移植術など

《手続き》

事前に申請があり、道立心身障害者総合相談所の判定により給付決定されることが原則です。

手続きは、担当もしくは指定医療機関の相談窓口で確認して下さい。

《必要なもの》

申請書、医師の意見書、保険証の写し、特定疾病療養受給者証の写し(人工透析の場合)、所得が確認できる書類、身体障害者手帳、印鑑

**【担当】洞爺湖町役場 健康福祉課福祉・高齢者グループ 電話 74-3001**